# 5. 3 品質方針

## 1) 品質方針の策定

所長は、業務執行責任者として、当事務所の0.条「経営理念」に則り、お客様の期待 と信頼に応えるために以下の通り、「品質方針」を定める。

## 品質方針

お客様の「適正な申告・納税義務の実現」と「社会的信用価値のある決算書の作成」を 通じて社会に貢献し、また、いかなるときも「お客様の立場に立った平常心での親身な 相談相手」であり続けることによって、お客様に貢献します。

1. 毎月有用な月次決算書を作成いたします。

月次決算書(貸借対照表、損益計算書及びその他の会計情報)を作成し、 お客様の経営成績のご報告と問題点のアドバイスをいたします。

2. 正しい年次決算書を作成いたします。

毎月の取引活動の記録に基づいて、適法な決算書を作成いたします。

3. 適正申告書を作成いたします。

毎事業年度の決算書に基づき、お客様の適法かつ最小額の申告納税を実現するため、 適正な納税申告書を作成いたします。

4. これらの内容を実現するために、当事務所では、ISO9001:2008の要求事項、 各種法規制を遵守し、品質マネジメントシステムの継続的改善に取り組む。

> 2020年 10月 1日 京都みやこ税理士法人 代表社員(所長) 中 村 清 之

#### 2) 品質方針の展開及び実行

- a)所長は、当事務所に品質方針を掲示し、全所員に周知理解させる。
- b) 所長は、品質方針に基づき毎年12月に会計業務担当者に対し、翌年の教育・訓練計画 を含めた全所年度品質目標を定めると共に、品質保証主任及び総務担当者に翌年の年度 品質目標を定め、品質管理責任者に文書により提示する。
- c) 品質管理責任者は、上記年度品質目標を各担当者に配布し、周知理解させる。
- d) 各担当者は、当事務所の品質方針及び年度品質目標を十分理解し、確実に実行する。
- e) 各担当者は、教育・訓練計画を含めた各々の年度品質目標に基づき、個別の達成方策を 立案し、実行展開を行い、品質管理責任者に毎年2回その結果及び実績を報告する。
- f) 品質方針の展開及び実行評価に関する詳細は、「品質方針管理規定」に従う。
- g) 所長は、品質方針の適切性の持続のためにレビューを行う。

#### 3) 品質方針の確認

所長は、品質方針が確実に展開・実行されている事を各担当者別の「年度目標管理票」 により確認する。